

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム 新篠津福祉園

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の概要

(1) 法人名	社会福祉法人 新篠津福祉会
(2) 法人所在地	北海道石狩郡新篠津村第45線北12番地
(3) 電話番号	0126-35-1705
(4) 代表者	理事長 窪田 守
(5) 設立年月日	昭和49年9月24日
(6) 施設名	特別養護老人ホーム 新篠津福祉園
(7) 指定番号	北海道0171000037号
(8) 所在地	北海道石狩郡新篠津村第45線北12番地
(9) 施設長	山口 篤史
(10) 電話番号	0126-57-2730
(11) FAX 番号	0126-57-2732

3. 併設事業所

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

- ・新篠津福祉園短期入所生活介護事業所 定員14名（空床型・併設型）

【通所介護・介護予防通所介護】

- ・新篠津デイサービスセンター 定員28名

【訪問介護・介護予防訪問介護】

- ・新篠津福祉園ホームヘルプサービス

【居宅介護支援事業】

- ・新篠津指定居宅介護支援事業所ポプラ

4. 施設の従業者体制

職 種	職 務 の 内 容	員 数
管理者	業務の一元的な管理	1 名
医師	健康管理及び療養上の指導	1 名以上
生活相談員	生活相談及び支援	2 名以上
介護支援専門員	ケアプランの作成等	2 名以上
介護職	介護業務	4 5 名以上
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生の管理	4 名以上
機能訓練員	心身機能の向上、健康維持のための指導	1 名以上
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名以上

5. 職員の勤務体制

介護職

- ・ 早番 7 時 0 0 分～ 1 5 時 3 0 分
- ・ 日勤 8 時 0 0 分～ 1 6 時 3 0 分
9 時 0 0 分～ 1 7 時 3 0 分
1 0 時 3 0 分～ 1 9 時 0 0 分
- ・ 遅番 1 2 時 0 0 分～ 2 0 時 3 0 分
1 3 時 3 0 分～ 2 2 時 0 0 分
- ・ 夜勤 2 2 時 0 0 分～ 7 時 0 0 分

看護職

- ・ 早番 7 時 0 0 分～ 1 5 時 3 0 分
- ・ 日勤 9 時 0 0 分～ 1 7 時 3 0 分
- ・ 遅番 1 2 時 0 0 分～ 2 0 時 3 0 分（月～土）
1 1 時 0 0 分～ 1 9 時 3 0 分（日）

機能訓練員

- ・ 日勤 9 時 0 0 分～ 1 7 時 3 0 分

生活相談員

- ・ 日勤 9 時 0 0 分～ 1 7 時 3 0 分

介護支援専門員

- ・ 日勤 9 時 0 0 分～ 1 7 時 3 0 分

6. 設備の概要

- ・ 定員 1 3 5 名

○居室 7 4 室

- ・ 4 人部屋 3 室 ・ 3 人部屋 2 2 室
- ・ 2 人部屋 2 0 室 ・ 個室 3 1 室

利用者様の居室は、ベッド・家具・洗面台等を備品として供えます。

○食堂・娯楽室 12室

利用者様が使用できる十分の広さを備えた食堂を設け、利用者様が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備えています。

○浴室 3箇所

浴室には利用者様の身体機能に合わせ、個浴・個浴（リフター付き）・車椅子浴の他、特殊浴槽を設けています。

○洗面所及びトイレ

居室の近くに車椅子用トイレ・障害者用トイレを設けています。

○機能訓練室

利用者様が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室にて、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

○医務室

利用者様の診療・治療のために、医療法に基づく診療所を設け、利用者様を診療するために必要な薬品及び医療器具を備えています。

○静養室

看護詰所に隣接して設けています。

7. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ①食事 ・朝食 8時から 昼食 12時から 夕食 17時30分から
- ②介護 ・食事等の介助、着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い、口腔ケア、相談等の精神的ケア、日常生活上のお世話等
- ③入浴 ・最低、週2回入浴可能です。機械浴または清拭となる場合があります。
- ④機能訓練 ・機能訓練室にて利用者様の状態に応じて機能訓練を実施します。
- ⑤理容・美容 ・月1回、理容・美容サービスを実施しております。(料金は自己負担)
- ⑥レクリエーション ・華道・書道・音楽クラブ等を定期的に実施しています。
・各種行事（宿泊を伴う旅行等は実費をご負担いただきます）
- ⑦自立への支援 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
・清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 医療的ケア

口腔内のたんの吸引・胃ろうによる経管栄養は、本来、医療職のみが行うことのできる医行為ですが、平成23年4月より医師、看護職員との連携のもとで介護職員も行うことができるようになりました。実施にあたっては、「特別養護老人ホームにおける痰の吸引等の取扱いについて」(医政発第0401第17号H22.04.01)の条件を満たすことから施設全体で取り組んでいます。

①介護職員が行う医療的ケアの範囲

- ・口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）
- ・胃ろうによる経管栄養（チューブの接続・注入開始を除く）

8. 入所時の提出書類

当施設のご利用にあたり次の書類を提出してください。

- ・住民票個人（個人番号入り）・・・1部
- ・身体障害者手帳及び療育手帳（該当者のみ）

9. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときには、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

（1）基本料金

介護区分	一日あたりの利用料	一日あたりの自己負担額 （1割自己負担の方）
要介護1	5,890円（589単位）	589円
要介護2	6,590円（659単位）	659円
要介護3	7,320円（732単位）	732円
要介護4	8,020円（802単位）	802円
要介護5	8,710円（871単位）	871円

（2）加算料金

ア. 個別機能訓練加算Ⅰ	12単位
イ. 個別機能訓練加算Ⅱ	20単位(月)
ウ. 看護体制加算Ⅰ	4単位
エ. 看護体制加算Ⅱ	8単位
オ. 夜勤職員配置加算	13単位
カ. サービス提供体制加算Ⅱ	18単位
キ. 初期加算	・ご契約者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30日間1日当たり30単位加算されます。
ク. 療養食加算	・医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する特別な場合の検査食を提供した場合1食につき6単位加算されます。
ケ. 入院・外泊時加算	・ご契約者が入院及び外泊した場合6日を限度として246円加算されます。ただし、連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊を限度とします。
コ. 看取り介護加算Ⅰ	・ご契約者様が施設で終末期の介護を受けた場合には死亡日に1,280単位、その前日・前々日に680単位、4日前から30日前まで1日144単位、31日前から45日前まで72単位加算されます。

- サ. 科学的介護推進体制加算Ⅱ ・ビッグデータとして蓄積された利用者情報の活用によってサービス利用の成果を予測することで、要介護者の状態像にあったサービス提供をおこないます。月50単位加算されます。
- シ. ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ) 要介護状態の重度化予防、高齢者の生活機能向上と自立支援につなげるため、日常生活の自立を支援することに焦点が当てられており、日常生活動作(ADL)の維持もしくは改善の度合いを一定水準以上に保つ取り組みをした場合に評価される加算(ADL値の維持が一定以上なされた場合に評価される加算(Ⅰ)～月30単位、もしくは(Ⅱ)～月60単位の算定となります)
- ス. 介護職員処遇改善加算Ⅰ ・介護職員の処遇改善のため、1ヶ月の介護サービス費の14.0%が加算されます。
- セ. 安全対策体制加算 ・「安全対策体制加算」とは、担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている事業所を評価する加算です。
20単位(入所時に1回)
- ソ. 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に適切に対応するための、平時から取り組み推進するものです。(月120単位)

(3) その他の費用

居住費及び食費

食事にかかる自己負担

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険者第3段階②	被保険第4段階
300円	390円	650円	1,360円	1,445円

居住費に係る自己負担	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
【多床室利用の料金】	0円	430円	430円	915円
【個室利用の料金】	380円	480円	880円	1,231円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)・(2)・(3)の料金・費用は、1ヵ月毎に計算しご請求いたしますので、翌月末日迄に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

I. ご契約者預金口座からの自動振替

II. 下記指定口座への振込み

銀 行 名 : 北海道信用金庫 新篠津支店
普通預金口座名義: 社会福祉法人 新篠津福祉会
特別養護老人ホーム 新篠津福祉園 施設長 山口 篤史
口 座 番 号 : 0 1 0 8 6 5 5

① 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。
詳細は、以下のとおりです。

- 管理する金銭の形態: 施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの : 上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑・年金ハガキ

- 管理者 : 施設長
- 担当者 : 印鑑（施設福祉課長） : 非常持出し書庫
: 預金通帳（施設福祉課長） : 相談室金庫

② 出納方法

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備付けの届出用紙を保管担当者へ提出していただきます。
- ・ 担当者は、預り金取扱要領に基づき、上記の届出の内容に従い預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・ 担当者及び取扱職員は、出入金の都度、出入金出納記録を作成し、ご契約者が常に出入金についていつでも確認できるものとします。（希望があれば写しを交付します。）

10. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者様又はそのご家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者様は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 施設内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

11. 非常災害対策

施設では、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者様及び従業者の訓練を行います。

12. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

13. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村及び関係諸機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 守秘義務に関する対策と個人情報について

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。施設がサービス提供上必要と認めた場合、契約者の個人情報・家族情報並びに関係機関・職種の作成する書類を医療機関や行政機関、関係事業所、実習生へ情報提供することがあります。

15. 入所者の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のため、従業者教育を行います。

16. 身体拘束の禁止

原則として、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむをえない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者様及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむをえない理由について記録します。

17. 権利擁護

利用者様が認知症や加齢に伴う判断力・理解力低下等の状態にあり、なおかつ適正・公正な法定の代理人が必要な場合には成年後見制度の活用について情報提供を行います。

18. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○ 苦情相談受付窓口（担当者）

〔施設福祉課長〕 戸来 幸恵

○ 苦情解決責任者

〔施設長〕 山口 篤史

○ 電話番号 0126-57-2730

○ 苦情相談受付時間 毎週 月曜日～金曜日 （9：00～17：30）

事前にご連絡いただければ夜間・土・日祭日でもかまいません。

また、ご意見箱は当園玄関及び施設内3ヶ所に設置しています。

○ 第三者委員における相談及び苦情の受付

岡田 有司 (石狩郡新篠津村第45線北13番地) Tel 0126-58-3280
藤原 孝徳 (石狩郡新篠津村第47線北19番地) Tel 0126-57-2544

○ 行政機関その他におけるご相談や苦情受付

新篠津村役場 住民課	所在地	石狩郡新篠津村第 47 線北 13 番地
	電話番号	0 1 2 6 - 5 7 - 2 1 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 (月~金曜日)
国民健康保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目
	電話番号	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 (月~金曜日)
福祉サービス運営適正化委員会	所在地	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7
	電話番号	0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5 (月~金曜日)

苦情処理の手順

〈苦情受付担当者〉

- 苦情相談の内容を十分に聴き、その内容を的確に把握して、その内容を記録し、読み上げる等して利用者様等に確認を求め、解決責任者へ報告いたします。

〈苦情解決責任者〉

- サービスに対する苦情相談の処理にあたっては、調査を行い、改善が必要と認められる場合は速やかに改善を図り、その結果を申立人に説明いたします。また、必要に応じて申立人に第三者委員への報告の可否を確認します。

19. 協力医療機関

施設では、下記の医療機関や歯科医院に協力をいただき、利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

名称	医療法人 すこやかクリニック新篠津	
住所	石狩郡新篠津村第 46 線北 12 番地	電話 0126-57-2334
名称	医療法人社団 札幌明日佳病院	
住所	札幌市中央区宮の森 1 条 17 丁目 1-25	電話 011-641-8813
名称	医療法人社団 岩見沢明日佳病院	
住所	岩見沢市志文町 297-13	電話 0126-25-5670

名称 医療法人社団 白石明日佳病院
住所 札幌市白石区中央1条5丁目1番10号 電話 011-823-5151